

160729 新たな社会的養育の在り方に関する検討会提出メモ

自立保障に関わる論点

北海道大学 松本伊智朗

(1) 継続的支援の保障 (対象年齢以上のものを含む)

- ①措置をした自治体の責任の明確化と制度的枠組みの構築
- ②自治体におけるケア・リーバー支援の担当部署の設置と専門職配置
- ③措置解除後の支援のあり方を含む自立支援計画の策定
- ④措置解除時の関係機関合同会議と支援計画の確認
- ⑤支援計画の実行における自治体と施設・里親の役割分担と連携
- ⑥措置解除後、一定年齢までの定期的な面談と相談機会の確保のあり方
- ⑦施設等の退所後の地域生活支援機能の強化と予算措置、人的配置
- ⑧自立援助ホームの成人後の利用の条件の再検討
- ⑨当事者の参画のあり方

(2) 自律のための養育のあり方と進路保障

- ①自律の基盤としての養育者とのアタッチメントと信頼関係の形成
- ②生活管理能力と「支援を求める力」の形成
- ③原家族との関係の整理と再構築のあり方
- ④親密圏での暴力(性暴力を含む)と加害・被害の回避に関する知識・態度の醸成
- ⑤高卒後の進学・修学機会の保障と経済的支援
- ⑥職業意識の形成、就労機会の確保
- ⑦社会保障、労働法規等、市民的権利の知識と活用能力の形成
- ⑧ステップハウス等の整備と活用

(3) 地域生活の支援のあり方

- ①措置解除後、一定年齢までの定期的な面談と相談機会の確保(再掲)
- ②社会保障、医療サービス等、社会制度の利用の支援
- ③地域生活開始の初期費用の支給と日常生活能力の形成
- ④金銭管理の支援と債務問題の回避
- ⑤暴力被害(性暴力を含む)時の早期介入と対応のあり方
- ⑥法的支援の保障と弁護士費用等の確保
- ⑦職場定着の促進と離職時の生活支援
- ⑧家族形成、妊娠と出産(本人・パートナー)時の支援と他制度へのつなぎ
- ⑨当事者団体の形成の促進と活動の支援